

議案第139号

つくば市水道給水条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和3年11月30日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市水道給水条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

つくば市水道給水条例の一部を改正する条例（令和3年つくば市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項の改正規定中「第231条の2第6項の規定による指定をした者」を「第231条の2の2の規定により同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者」に改める。

附則中「令和4年1月1日」を「令和4年1月4日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地方自治法の一部改正に伴い、当該改正箇所を引用している部分があるため、この条例案を提出するものである。

つくば市水道給水条例の一部を改正する条例（令和3年つくば市条例第17号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(略)</p> <p>第25条第2項中「口座振替」の次に「又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定により同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者による納付の方法」を加える。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、<u>令和4年1月4日</u>から施行する。</p>	<p>(略)</p> <p>第25条第2項中「口座振替」の次に「又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定による指定をした者による納付の方法」を加える。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、<u>令和4年1月1日</u>から施行する。</p>